

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 6号

発行：08年06月5日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：<http://www.asahi-net.or.jp>5月12日第1回口頭弁論が開かれました  
—横浜地裁—

第四次厚木爆音訴訟の裁判がいよいよ始まりました。

私達厚木基地周辺住民が、過去3回・30数年にわたり国を相手に「静かで平和な空を返せ！」と訴え続けて来た願いを今度こそ勝ち取り、この四次訴訟が、厚木爆音解消の最後の訴訟でありたいと願うスタートが切られました。

第1回口頭弁論は、5月12日(月)午前10時から、横浜地裁(北沢章功裁判長)101号法廷で開かれました。当日は、原告120人が午前9時JR関内駅に集合、弁護団も加わり横断幕を先頭に横浜地裁まで行進。地裁前で小集会を行った後、原告団は前半・後半に分かれ延べ100人が傍聴しました。口頭弁論は、原告弁護団の意見陳述、全国基地訴訟弁護団からの応援意見陳述が行われ、引き続き私達原告の代表4人・藤田栄治原告団長・富樫シヅエ(大和)・大塚力(藤沢)・小川督順(町田)さんが原告意見陳述で爆音被害の状況や爆音・国に対する思いのたけと被害住民の救済を裁判長に訴えました。

閉廷後、エルプラザ3階ホールで「第1回口頭弁論報告集会」を開き、弁護団から「本日の陳述要旨と今後の進行」「全国基地訴訟弁護団」挨拶、「4人の原告意見陳述者感想」などがあり、午後1時30分一連の行動を終了しました。参加された原告、支援組織の皆さんご苦労様でした。

## ～弁護団意見陳述要旨～

## (1) 中野 新弁護団長 ～ 総論

- ① 政府は過去3回の厚木爆音訴訟で、度重なる「爆音違憲判決」を受けても根本的対策をたてず、住民の被害は止むことがない。これは行政による「司法判断の無視侵害」である。
- ② 本件では、民事訴訟とともに行政訴訟でも飛行差し止めを求めており。これは、航空機の訓練飛行(NLP・旋回飛行等)の違法性、基地周辺住民の「平和的生存権を侵害」する違憲な基地使用、独立国とも思えない他の国の戦略や軍隊への従属、隸属を打ち破って、米国軍隊と言えども我が国の法秩序による制約を受けることが有り得ることを示さなければならぬとの判断を求めるものである。

## (2) 岡部 玲子弁護団副団長 ～ 厚木基地の被害

- ① 第3次訴訟東京高裁判決は、一審の横浜地裁判決をほゞそのまま引用し「国は被害軽減に向けての真摯な努力が見えない」との厳しい指摘がなされた。
- ② にもかかわらず、直近7ヶ月(平成19/8~20/2)に測定された騒音(70dB以上)は滑走路北端から1.0km地点で11,712回を記録。特に正月3日・成人の日は80回/日を超えた。
- ③ 国は、計画的な基地施設管理によって、少なくとも確定判決の違法性、基準レベルを超えないよう、航空機の運用を調整することは決して不可能ではない。民間航空機についての騒音証明制度が、民間空港周辺の騒音を劇的に改善したことを感じるべきである。

## (3) 野村 和造弁護団副団長 ～ 国の無反省

- ① 厚木基地に於ける激しいジェット機の騒音に対し、昭和35年「人権侵犯」の申し立てがなされ、昭和39年、法務省擁護局長は「基本的人権の尊重の観点から考えると、このまま放置することは出来ない問題である。調査検討のうえ適切な処置を講ずる」よう防衛施設庁に通知した。
- ② しかし、被害は軽減されず昭和39年「大和・館野鉄工所」、昭和52年「横浜・緑区」への艦載機墜落事故での惨劇が相次いだが、国の姿勢は「米軍がすべてに優先」という実態であった。
- ③ 国は昭和51年9月住民が提訴した第1次訴訟の中で、「米艦載機が厚木に飛来しても着艦訓練が行われることはないと主張。さらに「安全上及び飛行場の位置から生じる騒音規制の要求により着艦訓練は行われない」と提出書証で述べていた。それでも人口密集地のド真ん中で、極めて高度な訓練がなされ、これは住民にとって、国の裏切り、米軍追従による責任放棄でしかない。さらに国は、住民の被害を知りながら故意に騒音を激化させた。
- ④ 国は、厚木基地の騒音は受容限度内であり、国防という高度な公共性のものでは我慢は当然だと主張して来た。さらに第1次訴訟・最高裁判決について日米合同委員会の議題に乗せる意志も示さず、その上1次訴訟差戻審、2次訴訟、3次訴訟の判決にもかかわらず、国は未だに受容限度内だと主張している。

このような反省のない国姿勢は根本的な誤りであり、裁判所がこの大きな間違いを正し、基本的人権の砦としての役割を果たすことを期待する。

## (4) 福田 謙弁護団副団長 ～ なぜ、改めて差止め請求か

- ① 厚木基地周辺住民は、第1次・第2次訴訟で損害賠償とともに航空機の飛行差止めを民事訴訟で求めて来たが、自衛隊機の差止め請求は民事訴訟では不適法として却下、米軍機に関しては主張自体失当として棄却された。
- ② 第3次訴訟では、多数住民による訴えを優先させて、あえて差止め請求を求めなかった。しかし米軍用機は超巨大な音を轟かせ飛来し、旋回し、離着陸を繰り返す。従って7,054名の周辺住民は、もう一度飛行差止めを掲げ、国に対し騒音解消のための抜本的解消を求めるに至った。
- ③ ジェット機の騒音は、その直下で110~120dBにも達する。電話のペルルは70dB前後だが、110dBという航空機騒音は、その1万倍のエネルギーを持ち、うるささは16倍である。軍用機は飛行活動が不規則であるため騒音襲来に対する予期不安や驚愕性、睡眠の質の変化、テレビ等の視聴覚妨害によるイライラ感の継続、あるいはNLPのような騒音の集中暴露によって、騒音の影響はより一層おおきくなる。
- ④ 航空機騒音による被害は、会話・通話妨害、視聴覚妨害、職業生活・趣味生活・勉学妨害、疲労・睡眠妨害、ストレスの付加等の健康被害にもおよび住民の日々の生活と健康、そして人格権を侵害する重大な被害であり、75Wコンター内だけでも24.4万世帯、およそ70万人という膨大な人々が暮らしている。重篤な病人、生まれたばかりの赤ちゃん、明日を控えた受験生等々騒音被害人口はその2倍ないしは3倍にも及ぶ。
- ⑤ 厚木第1次訴訟最高裁判決は、自衛隊機の飛行差止め民事訴訟について「行政訴訟としてどのような要件の下に、どのような請求をすることが出来るかはともかく」として、民事上の差止め請求は不適法とした。
- 昭和56年最高裁判決は、大阪国際空港に関する判決も民事訴訟法は不適法と類似の判断を示した。しかし他方、昭和62年日本原演習場の自衛隊射撃訓練の差止めの最高裁判決は、行政訴訟は不適法で民事訴訟によるべきとし、平成7年国道43号線の騒音等差止め請求に関する最高裁判決も、民事訴訟を適法とした。民事で求めれば行政で、行政で求めれば民事で、と言うようなキャッチボールによる、裁判を受ける権利の否定が有ってはならないと考えるし、米軍に対してあたかも治外法権を認めるようなことが有ってはならない。厚木基地に於ける航空機の離着陸等の差止めについて、裁判所の観察・英断を求める。

## 1 厚木爆音 平和運動センター 県央共闘



報告集会での福田弁護士

## (5) 佐賀 悅子弁護団事務局次長 ～迅速審理の要請

- ① 平成18年7月、東京高裁で第3次訴訟に対する控訴審判決が出され、爆音は受忍限度を超え、国が騒音解消について抜本的対策を怠っていると指摘。提訴から約9年が経過していた。この間180名を超える原告が無念の思いを抱きながらこの世を去った。今回7000名を超える大原告団が提訴した。1日も早く一人でも多くの地域住民に爆音違法の判決を届けるべく、裁判所には効率的かつ迅速な審理を求める。
- ② 第3次訴訟で、5000名近い全原告がいかなる経過でこの地に居住するようになったのかを書面にして、被害の実情とともに訴えた。自分たちは普通の暮らしをしたいのに、静かな空を望んでいるだけなのに。厚木基地の爆音被害を訴える訴訟は既に4度を数え、既に争点は定まり、過去3度の確定判決が争点に対する判断を明確に行っている。国が答弁書で指摘する受忍限度論、共通被害論、危険への接近の法理などの答弁は、既に確定した判決で原告らによる詳細かつ膨大な陳述を前提として明確に排斥されている。この訴訟は7000名を超える集団訴訟であり、裁判所と原告、被告・国が協力しなければ裁判の長期化は避けられない。従って裁判所はより効率的な訴訟遂行が図られるよう確固たるリーダーシップを強く希望する。

## ～原告団代表意見陳述要旨～

### (1) 藤田 栄治原告団長

私は第三次厚木爆音訴訟では原告団の事務局長として裁判に係わってきました。そしてこの度の第四次訴訟では原告団団長の任を担うことになりました。第1回口頭弁論に当たり、三次訴訟で得た体験と四次訴訟に寄せる原告の思いを要約し以下三点にわたり意見を述べます。



地裁前で報告する原告団長

#### ① 厚木基地の爆音の現状一

厚木基地の爆音は過去3回の裁判でいずれも「違法状態にある」とする司法の明確な判断が示されている。特に第三次訴訟の判決では、「違法状態にある爆音を解消するための努力を怠ってきた國の怠慢」が厳しく指摘されたが、それ以降も爆音の激しさは何ひとつ変わっていない。

2006年の告示で、爆音被害地域は南北にわたり拡大されていることは国も認めているが、問題なのは最近の飛行のあり方と爆音の質的変化である。

自衛隊機では近くP3C対戦哨戒機がジェット機化されることになっており新たな心配の種を持ち込んでいる。

米艦載機の爆音は、2003年に配備された新型戦闘機スーパーホークなどにより、格段に激しさを増し、その轟音は軒並み100dbを超えて110db以上を記録することもまれではない。

飛行の状況も、時に連続発進、編隊飛行、旋回飛行、低空飛行、早朝の飛行、夜遅くまでの飛行など「やりたい放題のことをやっている」そんな状況である。特にNLPとその前段の集中訓練は、言語に絶し健康な者でさえ、錯乱状態に陥るものもある。日本は法治国家、基地周辺住民は法の外に追い出された「捨てられた民なのか」と叫びたくなる心境だ。

#### ② 在日米軍再編と厚木基地一

現在日米間で進められている在日米軍再編は、国が「厚木基地をこのままの状態で放置することはできない」と認識したものとして一定の評価はできる。しかし「違法状態にある爆音を他の地域へ転嫁することで問題の本質を解決することになるのか、また岩国市民はこれを受け入れるのか」大きな疑問をもっている。

仮に米軍再編が実現しても2014年のことで、この先6~7年は爆音被害を受け続けることになる。

それ以上に懸念されるることは「爆音軽減の裏付けが全く示されていない」ことである。厚木基地米軍司令官は「横須賀の空母との体制を維持する上でも、厚木基地の機能は不变」と言明、また岩国周辺の訓練空域の問題や整備施設の体制から、移転した艦載機が頻繁に厚木基地に立ち寄るという構造が拭い去れない。硫黄島がNLP代替訓練施設として完成した時、「厚木の爆音は大幅に削減される」と期待しましたが結果は今日のような実態であり、「基地の機能を強化するだけ」ではないのか。

#### ③ 一飛行差し止め請求一

この度の第四次訴訟で、私達は「爆音被害に対する損害賠償請求と飛行差止め請求」を求めて提訴した。私達原告が四たびにわたり裁判に訴えた真意は、「爆音そのものなくし、静かな生活環境を取り戻したい」の一念からであり、今回民事訴訟、行政訴訟の両面から飛行差し止め請求を行ったのは、爆音解消に実行力のある判決を期待した原告の総意によるものである。

なお、今回の第四次訴訟の原告は、新たに爆音被害地域と認定された茅ヶ崎市・町田市、被害地域が拡大した藤沢市・相模原市を含めた8市・7054名に達している。しかし、訴訟に参加したいとして原告団に申し込まれた希望者総数は8500名を超えており、このうち4500世帯・1300名余の申込者は、国の定めた所謂・コンターから外れている方々である。

これだけ多くのコンター外の申し込みがあったということは、もっと広範囲に、もっと多くの住民が爆音被害を受けていることを実感した。

第四次訴訟では「飛行差し止め請求」を通じ一歩踏み込んだ、目に見える効果が發揮される判決を英断をもって下されるよう強く訴える。

## (2) 富樫 シヅエさん（大和第6支部）

- ① 私は現在の住所(大和市福田)に平成5年から居住している。厚木基地南端から直線で200m、しかも滑走路の延長上直下にある。横浜市栄区から引っ越してきたが、まるで戦場に来たのではないかと思うような毎日で、そのひどさに耐えきれず、第三次訴訟に原告として参加した。判決で「爆音は違法」と認められて、爆音が静かになると期待した。しかしその後も爆音は一向に収まらず、それどころかまた一段とうるさくなっている。私はまた原告として裁判に参加しましたが、いついいつまで裁判をし続けなければならないのか、いつになつたら平常な生活が出来るようになりますか。裁判所には明確な答えを出していただきたいし、それが裁判所の役割なのでないですか？

- ② 私の夫は秋田県出身で、よく秋田の親戚と電話をします。私は群馬県出身ですので、群馬の知人と電話をしますが、一旦航空機が飛び始めるとき電話での話などとうてい不可能になってしまいます。

1機がグワッと地響きを立てて飛んでいき、その騒音が消えないうちに2機目、3機目と飛んできて、これらのエンジンが大空に共鳴して、ものすごい爆音として私達に降りかかる。当然電話での話を続けることはできず、遠方の方との電話は中断して長時間待たせ、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。近所の人との会話も同様です。テレビを見ている場合はもっとひどいです。ボリュームを最大にしても、音声はかき消されそれまでの話とつづまが合わなくなってしまいます。地域の防災無線でも放送中航空機は遠慮なく飛び続け、地域住民を守るために放送が機能しなくなってしまいます。

- ③ 原告のみんなが口をそろえて、おなじようなことを言いますがこれは原告以外の住民も含めて、地域住民全員が同じような被害を訴えているということです。今回原告数が7000人を超えていますが、この背後には7000名の原告数では測れない多数の住民がいることを考えてください。さらに、何年も同じような被害を訴え続ける意味も考えてください。航空機の爆音は単なる騒音ではなく、地響きのようなお腹の中にも響く者であり、頭の中をかきむしるような金属音であるため、この音に慣れるということは一切ありません。防音工事の効果もほとんどないのです。この爆音のひどさは數字的に計測された音量で測りきれるものではないし、聴いたことのない人には多分、想像もつかないものであろうと思います。裁判官が眞実を知ろうという気持ちがあるのであれば、私の家にホームステイしていただきたい。喜んで私の家を提供します。

- ④ 被害は騒音問題だけにとどまらず、基地周辺で生活していく不安について裁判官は考えていただきたい。これまで厚木基地周辺の墜落・落下物事故には枚挙の暇がありません。ミサイルを積んだ軍用機が、石を投げれば当たるような低い高度で、我が家が真上を飛んでいくのです。この恐怖が裁判官にはお分かりでしょうか。私が住んでいる地域はまるで戦場ではないかという想いがいつもあります。



写真左より富樫シヅエ・小川哲順・大塚力さん

## (3) 大塚 力さん(藤沢支部)

- ① 私は、平成4年から16年間、厚木基地と相模湾を結ぶライン上約10キロにある、11階建てマンションの3階、南西角部屋に住んでいます。藤沢市の住民は、何十年も悩まされ続けています。飛行ルートの真下に居住し、この爆音問題をどうしたらいいのか、この怒りを何处にぶつけたらいいのかと思っていました。この訴訟を知り、少しでも藤沢の被害を国に分かってもらいたい一心で参加を決意した。

藤沢市の新しい被害認定地区の地図を見ると、道一つ隔てて被害地区を外れている方が多數います。道一つ隔てれば爆音が無くなるではなく、被害の実態は同じです。センターで形式的に区分けできる問題ではありません。私は、新たに爆音被害地区に認定された方々はもちろん、藤沢市の全住民の気持ちを代弁するつもりで意見を述べます。

- ② 正直申して、現住所に引っ越してくるまでは、航空機の爆音がこんなに凄いものとは思いませんでした。しかし、引越し当初から、妻は帰宅した私に「今日、飛行機の音が一日中うるさくて参ったわよ。何とかならないかしら。」と毎日のように文句を言うようになりました。平成11年イラク戦争が始まり、航空機の訓練が一段と活発化し、夜間訓練も非常に多くなりました。

丁度この頃、妻が腎臓結石を患い、痛みがある時に重ねて爆音に曝されると、更に痛みが増すようでした。そんな時に、爆音を止めることができず、苦痛に顔をゆがめる妻を見守ることしかできない自分に腹が立ちました。その後、妻は慢性腎臓病になってしまい病院通いの毎日が始まり、現在も続いている。主治医からは安静にするように指示を受け、昼間の12時から3時かけて横になって休むようにしていますが、丁度この時間帯は爆音が酷く、十分に寝静めることができません。一番安心できる自宅内で、病人が安静にできないというのは非常に辛いものです。





口頭弁論の内容を報告する石黒弁護団事務局長

③ 以下、現在の我が家の騒音状況について述べます。

キティホークの横須賀入港数日前に、洋上から厚木基地に向ける艦載機を発進させます。この時には、大体2分おきに1機ずつ、騒音をまき散らしながら自宅上空を通過していきます。2,3機が編隊で飛ぶ時もあり、その時の轟音は凄まじいものです。

また、キティホークが横須賀を出港する際は、我が家が真上に立つから洋上に向けてパワーを全開にして轟音を撒き散らしながら飛び去っていきます。艦載機のほぼ全機が飛び出していくのでたまたまではありません。このようにキティホークが入出港するたびに、この地域の住民は多大な被害を受けています。

さらに、空母が横須賀に寄港している間は、駐留している約80機の艦載機が厚木基地周辺を飛びまくっています。特に多数を占めるスーパー・ホーネットはエンジンパワーを35%増加したため、その轟音は更に凄まじいものになります。5機の「アラウンド」は1機と雖もエンジンが2基付いているため、飛行時の轟音は大変なものです。

これら艦載機が、硫黄島での訓練のため、殆ど毎日轟音を撒き散らしながら飛び出して行き、翌日の日中から夜10時、時には午前0時、1時過ぎまで自宅の真上に轟音を撒き散らしながら、帰ってきます。特に深夜は、夜遅く帰ってきたと言わんばかりに、エンジンの轟音をさらに空ぶかしして、基地に向かって行きます。午後10時から午前6時までの飛行禁止時間も全く無視されています。

NLPの時も、夜8時ごろから10時頃までの間、低空かつ非常に速い速度でタッチ＆ゴー待ちのため我が家が真上あたりを旋回しており、この旋回音は長時間鳴り止みません。

しかも、そういう目に限って濃霧か雨天の日が多く、轟音が雲に反射するのか空一面に轟き、機体が見えないのに音だけがすごく鳴り響く状況であり、夜ゆっくりとテレビを見ようと思っても轟音で音がかき消され、「全く楽しむことができない。また、子供や孫達からの電話も、「今はダメだから、聞こえないから、急用でなければまた電話して」と会話を断らなければならぬのはストレスである。

④ 我が家では、轟音の凄まじさを第三者に伝えるため、航空機騒音記録をつけるようになりました。私が妻が自宅にいれば、日時・騒音度合いなどを記録しています。最近の記録をあげると、4月9日は、午前9時に飛び始め、午後12時50分から8時45分までに33回、延べ33機が轟音を撒き散らしながら飛んで行った。

翌4月10日、午前11時21分から午後1時42分まで、昨日と同じ33機が戻ってきた。この時は、特に昼12時の昼食時間中、真上を22機が連続して飛び続けたので、藤沢市役所に電話して、その騒音の酷さを電話越しに聞いてもらつたほどであった。

自家の防音工事については、2年前に指定区域に入ったが、新規指定も33000戸あり、私の自宅は10年後になるとのことである。今、多くの艦載機の岩国への移転計画があるが、当分は現状の状態が続き、仮に移転しても空母の母港が横須賀であれば、訓練の航空機が厚木基地に立ち寄ることが無くなることはないと思います。むしろ今年8月横須賀に入港する、キティホークに代わる原子力空母ジョージワシントンの訓練等のため、今まで以上に轟音が酷くなることを心配しています。真夏に窓を締め切って、湘南のすばらしい自然の風を取り入れることも制限されるかと思うと、今から憂鬱ですたまりません。

私は現在76歳。静かな環境の良い湘南地区を、妻との住みよい生活を夢見て、終の棲家と思って住んだのに、余りにも酷い轟音に怒りがこみ上がります。もうこの轟音には耐えられません。

私は、何万人という湘南地区周辺住民の代表としてこの訴訟に参加しているつもりです。基地周辺が少しでもよい環境になるよう裁判官の方々にお願い申しあげます。



(4) 小川 誠順さん(町田支部)

① 私は今回の裁判から参加が可能になった町田市の原告を代表しての意見と、30年間にわたる精神障害者との関わりを通じて思っていることを述べます。

私は厚木基地の滑走路北端から北側約8750メートルの位置に住んでいます。

② 私は1976年、30才の時に、東京都渋谷区から引っ越し、縁あって町田市の精神科病院に就職し、ソーシャルワーカーとなって、精神科に入院しなければならないと思っている患者さんとその家族や入院中の患者さんに対し入退院手続きや法的援助の手助けをしたり、退院する患者さんの社会復帰の援助、行政援助との橋渡し、さらに退院後の受け入れ家族の説得などの仕事をしておりました。

私はこの仕事に就くことになり、当時目にした患者さんのおかれていたひどい環境を何とかしたい、そのためには生活の場所を移して生涯に亘って打ち込もうと思い、勤務先の精神科病院とそれに隣接する寮のあった町田市に飛び込んできました。

③ 病院で働き始めてしばらくすると、入院してうずくまっている患者さんに突然轟音が響き渡り、これはとんでもないことだと愕然としました。病院の職員に聞いてみると私の住所と600メートルしか離れていない町田市の市街地には、1964年に飛行機が墜落した大惨事があったようで、同僚は日々に怖がっていました。私は、こんなひどい状況に患者さんがさらされていることのひどさを改めて感じました。

④ 私は、ソーシャルワーカーになると共に、地域に溶け込み、多くの人に助けてもらい、町田市が私の生活の場で有ると思い、住めば都とも思っています。しかし騒音だけは許せず、我慢できない思い、何とかしたい、できることなら撃ち落としてやりたい気持ちを抱いて30年間暮らしてきました。そして、今回この裁判に町田市在住の人間も参加できると聞き、やっと長年の苦しみを訴える機会ができたと思い、それを知った翌日に参加申し込みをしました。

⑤ 私は、ソーシャルワーカーを続けているうちに、精神障害者の退院後地域での受け皿作りも重要だと思い、精神障害者が地域で安心して「憩える場」「交流できる場」としての共同作業所を1986年設立し、以後3つの共同作業所の設立に関わり、現在「社会福祉法人・コメット」の常務理事を務めています。

「コメット」は精神障害者の社会復帰の受け皿として、仕出し弁当の製造・販売、パンの製作・販売、陶芸品の製作・販売の3つの授産施設を運営しています。ありがたいことに地域住民の方々の理解と協力を得て評価もいただいています。

⑥ 「コメット」の授産施設では、70~80名の障害を持つ方が働いていますが、彼らと接して思うのは、彼らは気持ちや思いを外には出せず、気持ちを内へ内へと貯めこんでいることが多いということです。

裁判官にわかってほしいのは、私たち約7000名の原告は、裁判に参加して被害を主張していくことができますが、多くの精神障害者のように精神障害者であるがゆえに、国に対して不満を言わない、言えない、その結果被害を訴えられない人々がいるということです。

⑦ 自分の意思で裁判に加わらない人たちもたくさんいると思いますが、原告になった約7000人の人々の背後には、不満を口に出せない多くの潜在的な被害者がいることを、裁判官に訴えたいと思います。

「精神障害」を抱えている人が、事件を起こしやすいと報道されています、また「うつ病」などのストレスをためて、仕事や日常生活に支障をきたしている方が増えていることはご存じだと思います。「轟音」が市民、とりわけストレスに弱い方々に多大な負担を強いていることをわかつて下さい。



以上が4名原告の意見陳述の要旨でした。

## ～ 全国基地訴訟弁護団応援陳述要旨～

全国の基地訴訟弁護団が、それぞれの基地訴訟の実情と訴訟の争点を次のように述べたあと、第四次厚木爆音訴訟に対して、「裁判所は問題の本質から目を逸らさず、差し止めを含めた画期的な判断を下す」よう応援弁論を行いました。

- (1) 新嘉手納基地(差止め)訴訟弁護団 神谷 誠人弁護士  
① 05年2月一審判決 W値85未満～75W値以上の損害賠償棄却され、現在控訴審で争中
- (2) 普天間爆音訴訟弁護団 伊志嶺 公一弁護士  
① 02年10月/03年4月それぞれ一次・二次提訴、原告400名 6月26日(木)判決言い渡し。  
\*04年8月13日(金)普天間基地所属軍事ヘリ、沖縄国際大学構内に墜落。事故処理対応等で  
社会問題化。
- (3) 新横田基地公害訴訟弁護団 中村 晋輔弁護士  
① 96年提訴・07年5月最高裁判決～東京高裁判決・将来補償を破棄(裁判官2名反対意見)  
② 現在、次期提訴準備中 \*地域住民のご紹介と提訴への決意挨拶があった
- (4) 小松基地騒音差止訴訟弁護団 中田 博繁弁護士  
① S50年10月第1次と第2次を併せ、H6年12月名古屋高裁名古屋支部判決  
② H7年12月第3次と第4次を併せ、H19年5月名古屋高裁金沢支部判決  
①②いずれも損害賠償を認容。差止めは民事不適法で門前払い。  
③ 本年9月を目途に、第5次訴訟を準備中。
- (5) 岩国基地騒音差止訴訟(仮称)弁護団 田畑 元久弁護士  
「報告集会」で連帯挨拶  
① 現在、厚木訴訟原告団・弁護団の支援を受けながら提訴に向けて準備中。今後も皆さんと連帯を強めながら、頑張って行きたい

## ～国側の反論は従来の主張の繰り返し～

被告・国は、この日の陳述は見送り、「答弁書」で

- ① 飛行差止めについては、「一次訴訟の最高裁判決で、自衛隊の飛行差止めは不適法とされ、米軍機の飛行差止めは国の支配はおよばない」として請求却下を主張しています。
- ② 損害賠償請求については、「騒音は住民の受容限度内にある」と主張し請求棄却を求めています。さらに「飛行場周辺が騒音にさらされている地域であることが広く周知された以降に転入した者は、騒音による被害を容認したもと推定される」と、国は第3次訴訟判決で認められなかつた「危険への接近論」を相も変わらず主張しています。

※私達原告は今後の法廷の場でこれを覆していくことになります

原告の声 No2

### 第1回口頭弁論に参加して

静かな空をの願いを強くした一日

初めての裁判傍聴です。

切々と語られる陳述・弁論を聞き、改めて、一人ひとりの平和なくして本当の平和はない、という思いを強くしました。又、爆音にどこか諂ひの氣分になっていたこの頃ですが、大和に来た24年前、爆音に驚き、何かしなくてはと思ったことを思い出しました。

これまで、多くの方が尽力されてきた事に感銘を受け、一日も早く静かな空をの願いを強くした一日でした。

大和市南林間 平島 香

### 他基地の応援に勇気づけられる

第四次爆音訴訟の第一回口頭弁論を傍聴しました。傍聴は初めてではないのですが、裁判所の持つ独特の重い冷たい雰囲気にはやはり緊張します。今回は嘉手納、普天間、新横田、小松の各基地訴訟団の意見陳述も行われ、共に連帯して闘っていく力強い姿勢に勇気づけられました。

閉廷後の報告集会では、岩国基地も訴えを起こす準備を進めていることがわかりました。裁判勝利に全体で頑張りたいものです。

相模原市 渋谷 正子

【皆さんの声を掲載してきたいと思いますので是非投稿して下さい】

## 連日の大演習!! 「もう我慢できない!!!」 キティホーク艦載機訓練で「やりたい放題」

空母キティホークは5月12日(月)、最後の演習航海を終えて約1ヶ月ぶりに横須賀に寄港しました。

今回は、間をおかず14日(土)から艦載機の訓練が始まりました。連日早晨から夜遅くまでひっきりなしに上空を飛び回っています。

2機が低空で急旋回して着陸態勢に入ろうとしている上空では、2機編隊の艦載機がエンジンをまいりながら超高速で飛び去って行きます。まさに「爆音」が空から降り注いでくるといった状態です。さらに、19日(月)～21日(水)には硫黄島でNLPが実施されました。それに参加する艦載機が早朝に発進、夜遅く帰着するといった毎日でした。それに加えて大島沖での海上訓練に行くのでしょうか数機が朝から何回か飛び立ち、1～2時間後に帰ってくることが繰り返し行われていました。キティホークは28日(水)横須賀を出港して、退役のため本国に帰ります。

「最後の置きみやげ」と言わんばかりに連日騒音を振り散いています。

8月には、原子力空母ジョージ・ワシントンがやってきます。

今後もあきらめずに、ねばり強く、抗議・苦情の電話をしましょう!!

4月26日!

## 学習と親睦交流・第1回ブロック長会議

7054人という大原告団で、これから長期間にわたり裁判を闘っていくためには、原告一人ひとりとの情報の共有と、原告同士が絆を深め行動していくことが必要です。

第四次厚木爆音訴訟団では、全エリアを12支部に分け、さらに各支部をブロックに分けでブロック長を配し、なるべく小さな範囲で原告同士がコミュニケーションをはかれるよう取り組んでいます。

4月26日(土)国民年金保養センター(さがみの)で開催した「第1回ブロック長会議」では、「ブロック長の役割」を確認するとともに、各原告のみなさまにお伝えできるよう「これからの裁判の動きと厚木基地の現状」を長時間にわたり学びました。

当日は、ブロック長、役員、弁護士合わせて90人を超える参加で、質疑も活発に行なわれ、この後、参加者による親睦交流会が和やかにおこなわれました。原告の皆さんには、ブロック長よりさまざまな働きかけがあると思いますが、ご協力よろしくお願いします。

なお、地元相模原支部の皆さんに大変お骨折りを頂きました。有難うございました



説明・報告提案をする事務局長

文責 伊知地るみ

## 参加しよう!! 「基地シンポ2008 in 神奈川」

私たち、第四次訴訟原告の弁護団の先生方が所属する、横浜弁護士会では次の通り基地問題についてのシンポジウムを開催します。私たちが現在進めている厚木爆音訴訟についても、報告と爆音の再現を行います。

一人でも多くの皆さんの参加をお願いします

基地シンポ2008 in 神奈川

“いま基地の街では”

岐路に立つ住民の安全と地方自治

\* 開催日時 6月28日(土)

13時～16時

\* 会 場 横浜関内ホール

\* 集 合 12時30分

関内駅(市役所側)

入場無料



### 「会員証」を配布します

原告団入会金・年会費を納めていただいた会員の方(全員)に、「会員証」を支部役員が、7月中旬から順次お届けしますので、受領後は大切に保管してください。

※「会員証の取扱いについて」も同時に配布しますので、保管などの取扱いはこれに従ってください。